

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

我が国においては、地下に埋もれていて価値が顕在化していない埋蔵文化財については、知らないうちに破壊されるといったことが起きないように保護の仕組みがある。しかし、地上にある歴史文化資産については、一部の文化財のみが指定や選定、登録を受けて保護されている以外は、文化財として保護されるべき価値があっても適正に評価されないままに、喪失する場合がある。

本市には、歴史的風致を維持向上する建造物として、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社沖津宮遙拝所、鎮国寺、恵比須神社、八所宮、唐津街道赤間宿の町屋などが存在している。このうち、歴史的、文化的に価値の高いものについては、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例によって、その保護に努め、また、地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たすものについては、景観法に基づく景観重要建造物の指定に向けた調査・検討を行うなど、その保全に向けた取組みを進めている。

しかしながら、文化財行政又は景観行政の観点から保全・活用の対象となる歴史的建造物は、市内に存在する膨大な数のごく一部にすぎない。特に民間所有の歴史的建造物については、老朽化による破損や耐震上の問題により修理が必要なものが多数存在するにもかかわらず、所有者の高齢化や相続等の問題により十分な管理・活用がなされないままになっているものが見られる。さらに、所有者等の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が認識されないまま取り壊される建造物等も存在し、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物はその適切な維持管理に多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング等の仕組みを活用した保全の取組みも全国で展開されつつあるが、本市では所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援が不足している。指定文化財についても、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースが少なくない。歴史的風致の重要な要素となる社寺についても、規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用を要するため、老朽化が進んでいるものが多い。指定文化財であっても、境内の土塀の崩壊や石垣の孕み(変形)の進行により、近寄りが制限されている状況のものもある。このほか、歴史的建造物の多くは木造であり、火災や地震等の自然災害への脆弱性や、放火や盗難等に対する対策なども課題である。

また、市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン化への対応等の課題を抱え、十分な公開活用ができていないものもある。



崩壊した箇所がみられる八所宮の土塀

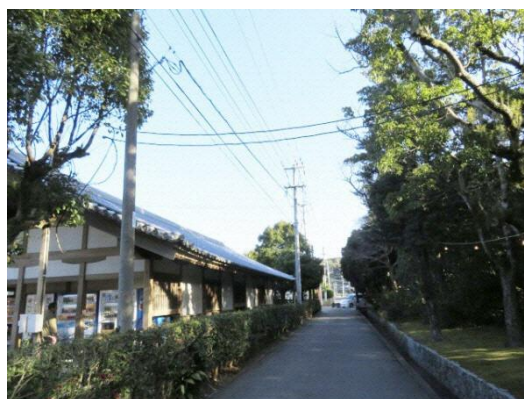
(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する課題

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の緩衝地帯については、各種法令によって手厚く保護されているが、その他の地域については方法がなく、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の保全にどう取り組むべきかという課題がある。

また、歴史的建造物の周辺においては、これらと調和しない屋外広告物や電柱電線類、道路の附属施設や、参道の劣化などによる景観の阻害や、社叢の荒廃などが歴史的風致の魅力を減退させる要因になっている。

さらに、歴史的建造物自体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができない。具体的には、電柱電線類等の景観阻害要因については、宗像大社（中津宮・辺津宮）や沖津宮遙拝所の周辺、みあれ祭の陸上神幸、八所宮の御神幸祭の経路等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、歴史的風致の魅力を減退する要因になっている。

このようなことから、屋外広告物については、平成27年（2015）より宗像市屋外広告物条例を施行し、特に宗像大社周辺等についてはより厳しい制限を設けているが、既存不適格物件については、更新時期を迎えるまで現状のまま表示や設置を認める経過措置を設けているため、現在の基準に適合していない広告物が数多く残されている。簡易な違法広告は市民と市が協働で撤去し、それ以外は市が適宜指導し是正しているが、重要な歴史的建造物周辺や御神幸経路の屋外広告物の撤去・修景が不足している。



宗像大社辺津宮周辺の電柱電線類

（3）歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する課題

社会的な背景の変化等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれ今も営まれているものが市内の各地で数多く見られる。特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財の指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれがある。具体的には、八所宮の御神幸祭をはじめ地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少をはじめ、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては参加者を限定して行っていた行事の門戸を広げて実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も持っている。

全ての活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動を活性化するような効果的な支援の仕組みが十分でないことも大きな課題となっている。

（4）歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能や民俗

技術等であり、その多くは地域の人々の生活の一部として日々の暮らしの中に溶け込んでいる。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。また、それらのなかには、高齢化による担い手の減少をはじめ、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、いつの間にかなくなってしまった風俗慣習などが存在していたことも事実である。

そこで、忘れ去られて、消え失せてしまうおそれのある歴史文化資産などに光を当て、改めてその価値や魅力に触れ、知ることで、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるかが課題である。見方を変えれば、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、市内のどこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、見出されていないものが相当数眠っているものと推測されるため、これらの資産を掘り起こすことが課題である。

一方、これまでの調査や研究により、価値が確認されている文化財については、ホームページや広報、歴史文化を総合的に扱っている「海の道むなかた館」での展示など、様々な媒体や機会を通じて、その価値を市民や来訪者に発信してきているが、わかりやすく親しみの持てる内容、また、近年の新たな調査結果を十分反映した内容とはなっておらず、さらに、個々の歴史文化資産の背景にある宗像の歴史文化のストーリーを発信する場や機会も不十分なことが大きな課題となっている。

(5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、その多くは歴史や伝統の価値が十分に認識されておらず、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とは言えない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらう必要がある。また、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産がネットワークでつながっておらず、さらに本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等、それぞれ単体としてはあっても、相互に関連して行われることが少ない現状にある。しかし、個々のいわれを辿ると歴史文化資産相互の関係性が見えてくる場合があるため、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、宗像の魅力を「面」としてわかりやすく体験して感じられるような環境づくりなど来訪者の受入環境の整備が不足している。

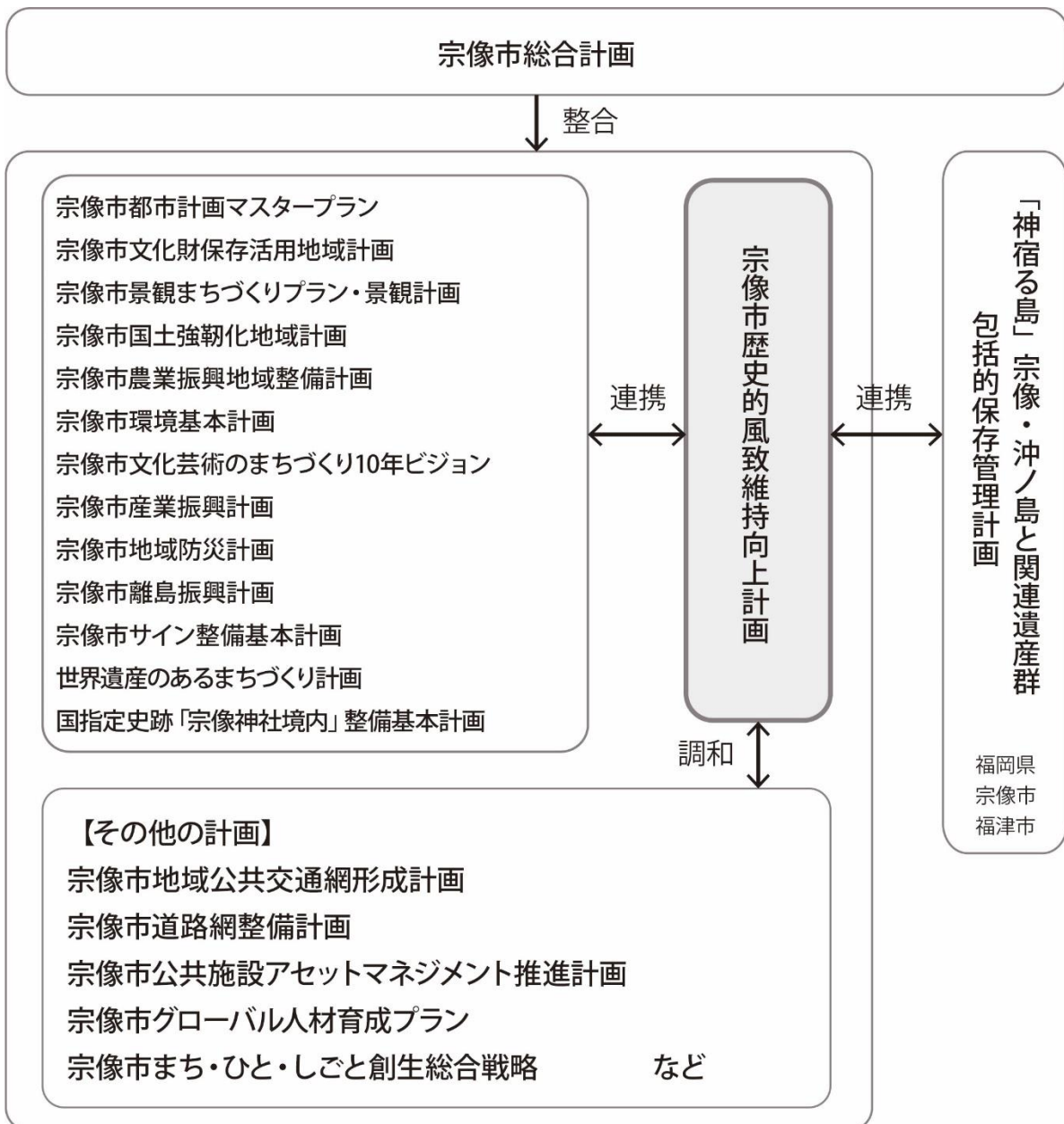
今後、市内の歴史文化資産を巡る新たな周遊ルートを開発するにあたり、個々の歴史文化資産と関連する歴史文化資産を示すサインや地域の歴史文化を理解するための解説板等が不足している、統一感に欠けている、老朽化しているなど量的にも質的にも不十分であり、地域によっては、自動車等の往来により安心して散策できる歩行者空間が確保されていない。このほか、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。また、歴史的風致を構成している唐津街道赤間宿は、幹線道路の抜け道として利用する車両の通行もあり、歩道が設置されていない生活道路や歩道幅員が狭い道路では、歩行者に対する安全対策も課題となっている。なお、空き店舗や空き家の増加により、賑わいが衰退し地域の活力向上を妨げている。地域づくりには、その担い手である地域コミュニティの基盤強化が不可欠であり、その決め手となるのは人材であることから、新たな時代を先導する地域リーダーの確保とそれを引き継ぐ広範な人材育成が課題となっている。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本市では総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画などの各種計画を時代の変化やニーズに合わせ策定している。

このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかとする都市計画マスタープランや文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画、その他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。

図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



(1) 宗像市総合計画（平成 27 年（2015）3 月策定 後期計画 令和 2 年度～）

本市における行政運営の最上位計画で、計画期間は平成 27 年（2015）度から令和 6 年（2024）度までの 10 年間。市民憲章を踏まえ、にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。令和元年度には、前期 5 年間の取組みを総括し、後期 5 年間の具体的な取組方針・内容を示すために後期基本計画を策定し、持続的な自治体運営を目指すため、SDGs の視点を取り入れている。

将来像

ときを紡ぎ躍動するまち

将来像の考え方

- 人・まち・自然が共生するまち
- 人がつながり躍動するまち
- 歴史文化を継ぎ育むまち

人・まち・自然が共生するまち

“人*とまちとの共生”とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。

“人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心とむらさきや「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。

“まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。

宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。

人がつながり躍動するまち

人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人とが対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。

本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市高政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道3号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。

宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。

歴史文化を継ぎ育むまち

本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。それらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。

さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。

宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。

(2) 宗像市都市計画マスタープラン（平成 27 年（2015）5 月策定）

都市計画区域の拡大や市街地整備等の諸施策に取り組むため、平成 19 年（2007）5 月に「宗像市都市計画マスタープラン」を策定したが、その後、少子高齢化の進展や大規模住宅団地の老朽化などが一層顕著となり、安全で快適に暮らし続けられる生活環境の維持が困難になりつつあるという課題が生じたため、平成 27 年（2015）に、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を示した「第 2 次宗像市都市計画マスタープラン」を策定した。

「第 2 次宗像市都市計画マスタープラン」では都市づくりの課題に適切に対応していくため、3つの視点を示している。

1. 自然、歴史などの環境と共生し、持続的発展が可能な都市づくり
2. 既存ストックを有効に活用し、質を高めることにより、市民誰もが暮らしやすい都市づくり
3. 人と人の連携を強め、自律した地域コミュニティのある都市づくり

以上を踏まえ、都市づくりの理念を「宗像版集約型都市構造の形成」として、現在まで築かれた既存ストックを有効に活用し、本市にふさわしいコンパクトで中味の充実した良質で暮らしやすい都市づくりを市民・事業者・行政の協働で進めている。

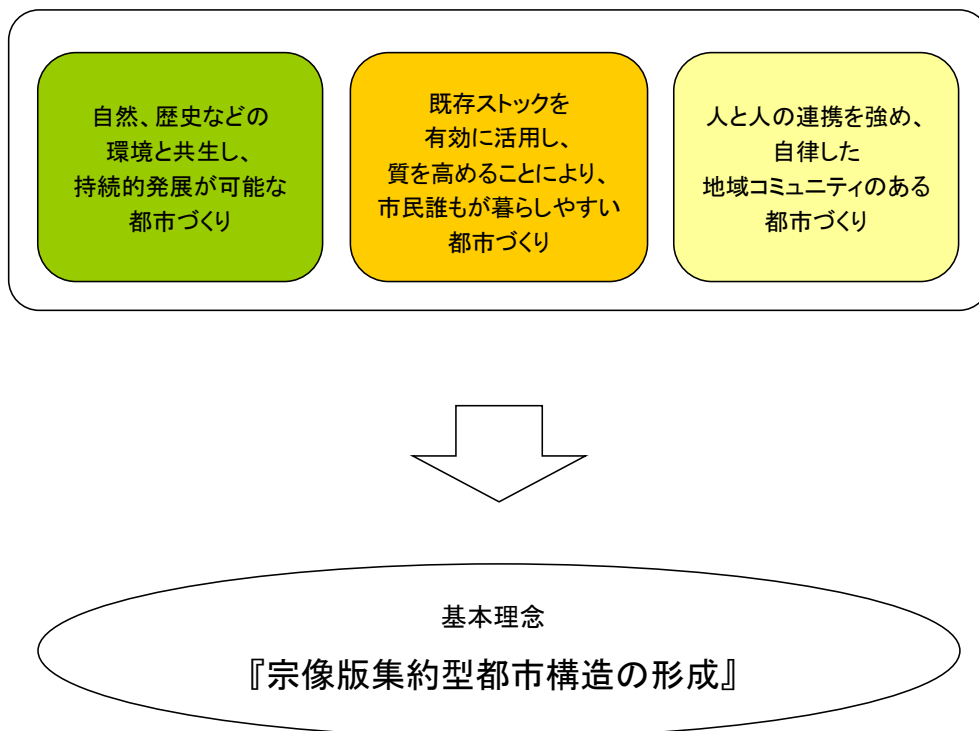
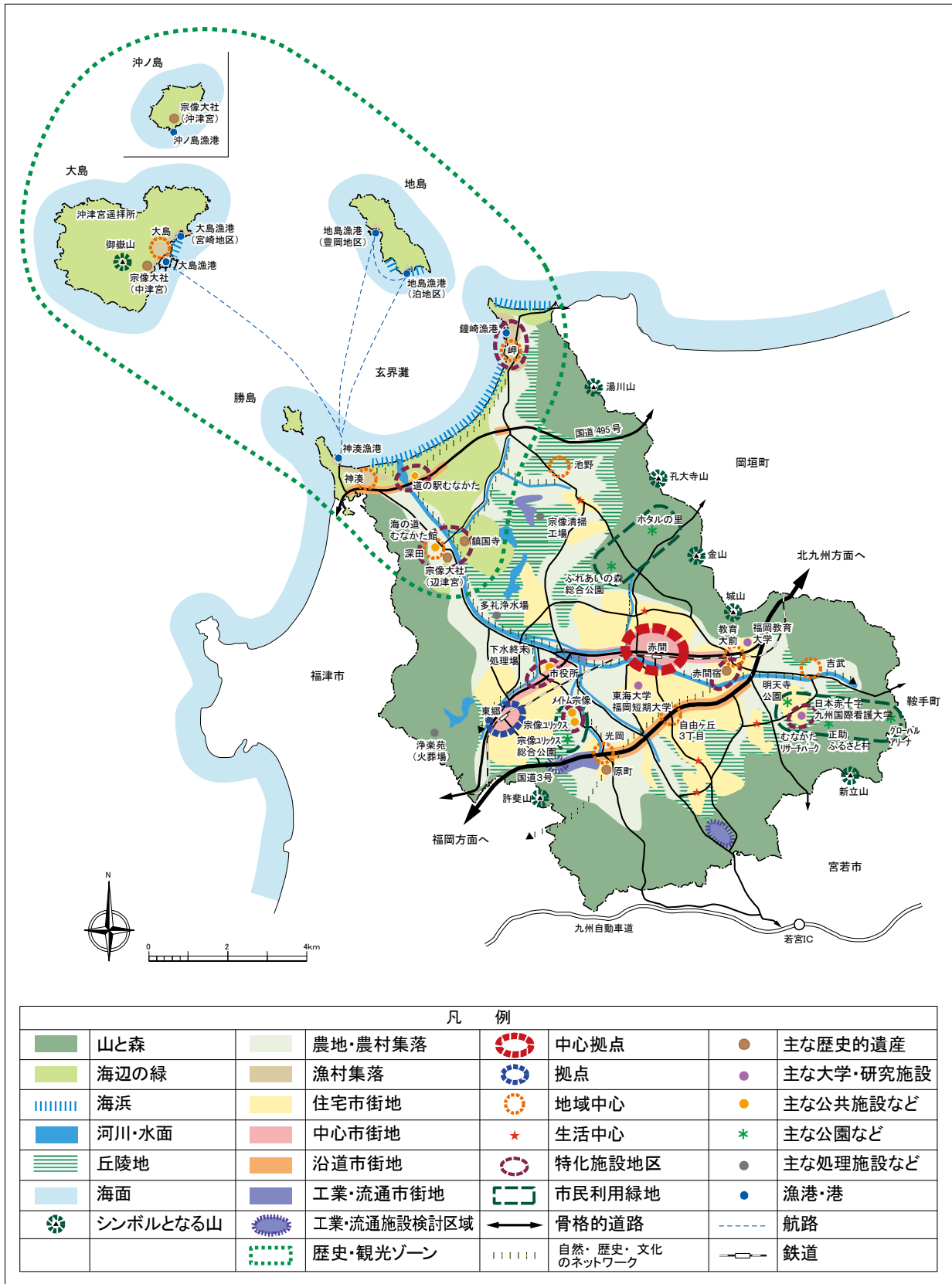


図 全体構想(資料:第2次宗像市都市計画マスタープラン)



(3) 宗像市文化財保存活用地域計画（令和3年(2021)7月16日認定）

「文化財保護法」に基づき、文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「宗像市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画と言う）を作成し、文化庁長官の認定を受けた。計画期間は令和3年から令和13年までの10年間とし、地域計画では、従来の「文化財」の概念や類型を包括し、指定・未指定文化財を含めた本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」を「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象としている。また、本計画の4つの歴史的風致の範囲を歴史文化遺産保存活用区域として設定し、歴史文化遺産の保存と活用の取組を積極的に実施し、得られた効果を全市的に広げるモデル地区として位置付けている。そのほか、世代に確実に継承するための将来像や、将来像実現に向けた4つの考え方や基本方針を定めるとともに、計画期間中の重点的な取組として、「地域との協働」、「幅広い分野の調査研究」、「保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開」、「歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成」などに関する具体例が記載されている。

図 宗像市の歴史文化遺産

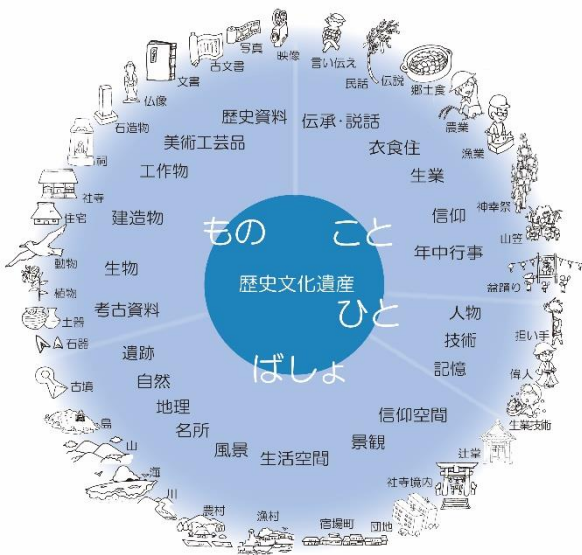


図 歴史文化遺産保存活用区域の位置と範囲

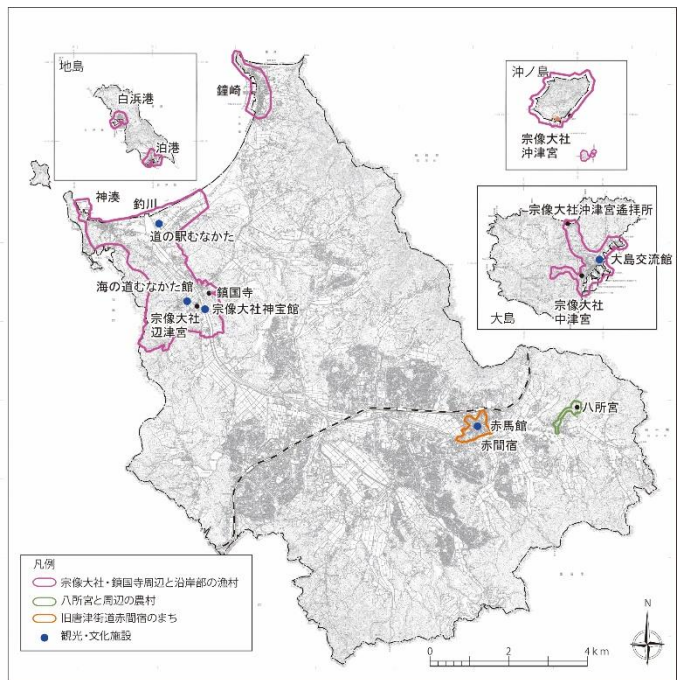
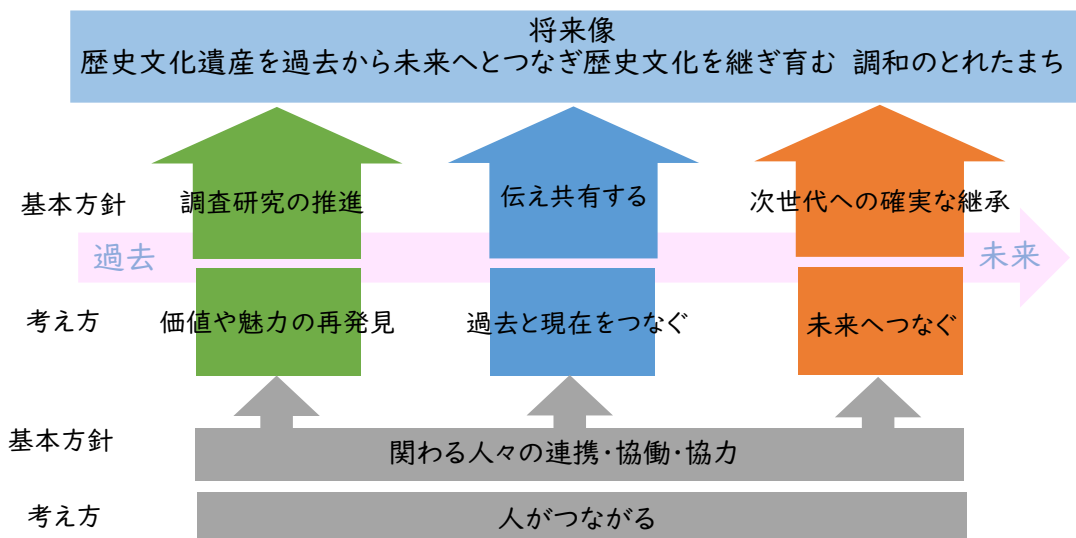


図 宗像市の目指すべき将来像と基本方針の関係



(4) 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画（平成 26 年（2014）7 月策定）

市民の財産である景観を守り育て、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うため、景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めた計画。

景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があり、本プランでは以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げている。

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を
市民全員で守り育てる

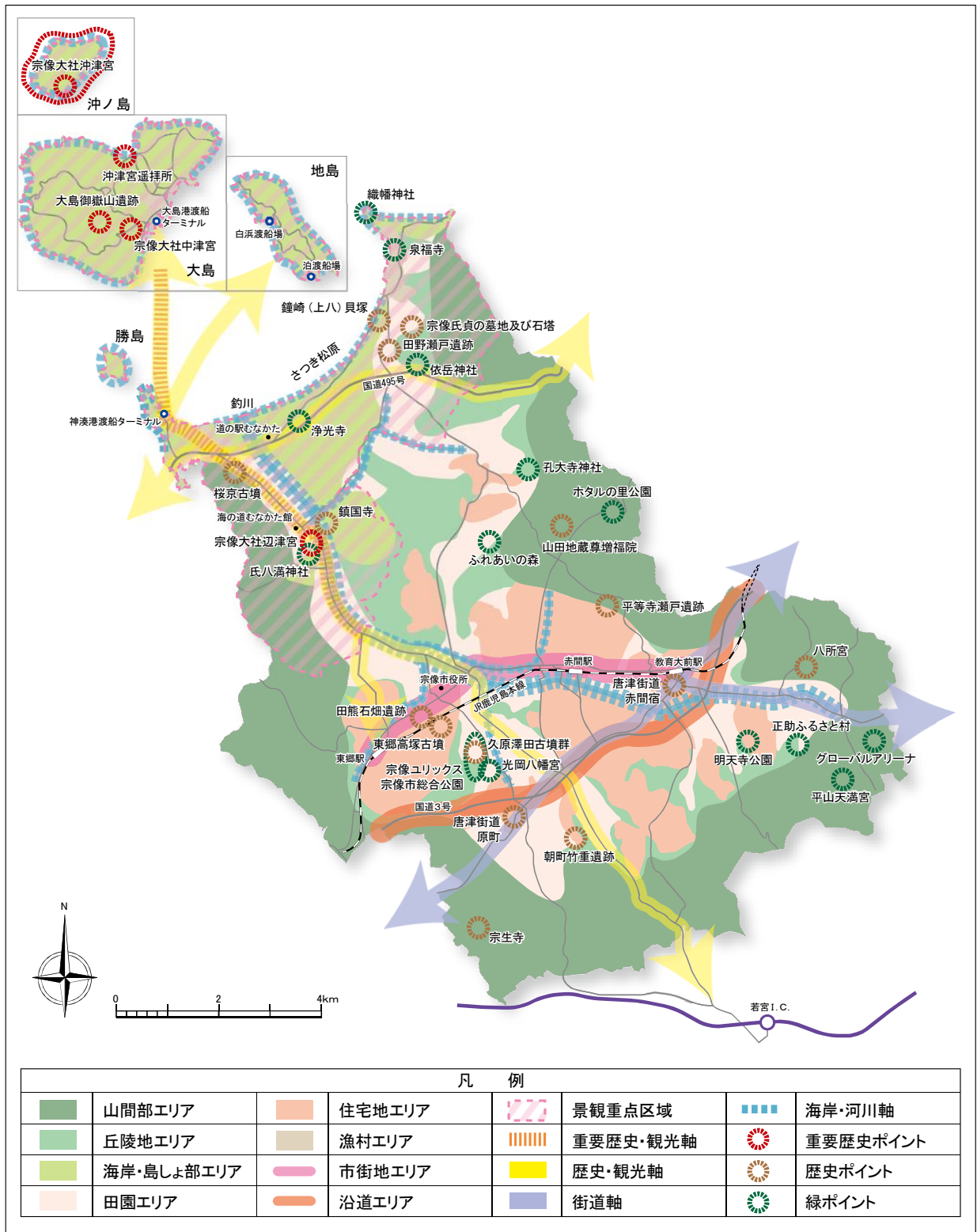
また、「宗像市景観計画」は、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めている。

景観計画では、基本方針を以下の 3 つとしている。

- (1) 歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
- (2) 海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
- (3) 住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

この基本方針を踏まえ、8つのエリア、3つの景観軸、さらに景観重点区域（3区域区分）ごとに景観形成方針を設定している。

図 景観形成方針図(資料:宗像市景観まちづくりプラン)



(5) 宗像市国土強靱化地域計画 (令和3年(2021)6月策定)

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災害等に資する国土強靱化基本法」に基づく、大規模災害などに対する備えや、災害による被害から迅速に回復する強靱な体制をつくり、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的とした、本市における様々な分野の計画等の指針となる計画。

計画では、大規模自然災害の発生に際して24の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、それぞれを回避するために必要な推進方針を定めている。

脆弱性評価結果

8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。
【コミュニティ協働推進課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、防災措置の強化を進める必要がある。
【世界遺産課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害により文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。
【世界遺産課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う必要がある。【危機管理課】 行政/警察・消防/防災教育

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針

8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

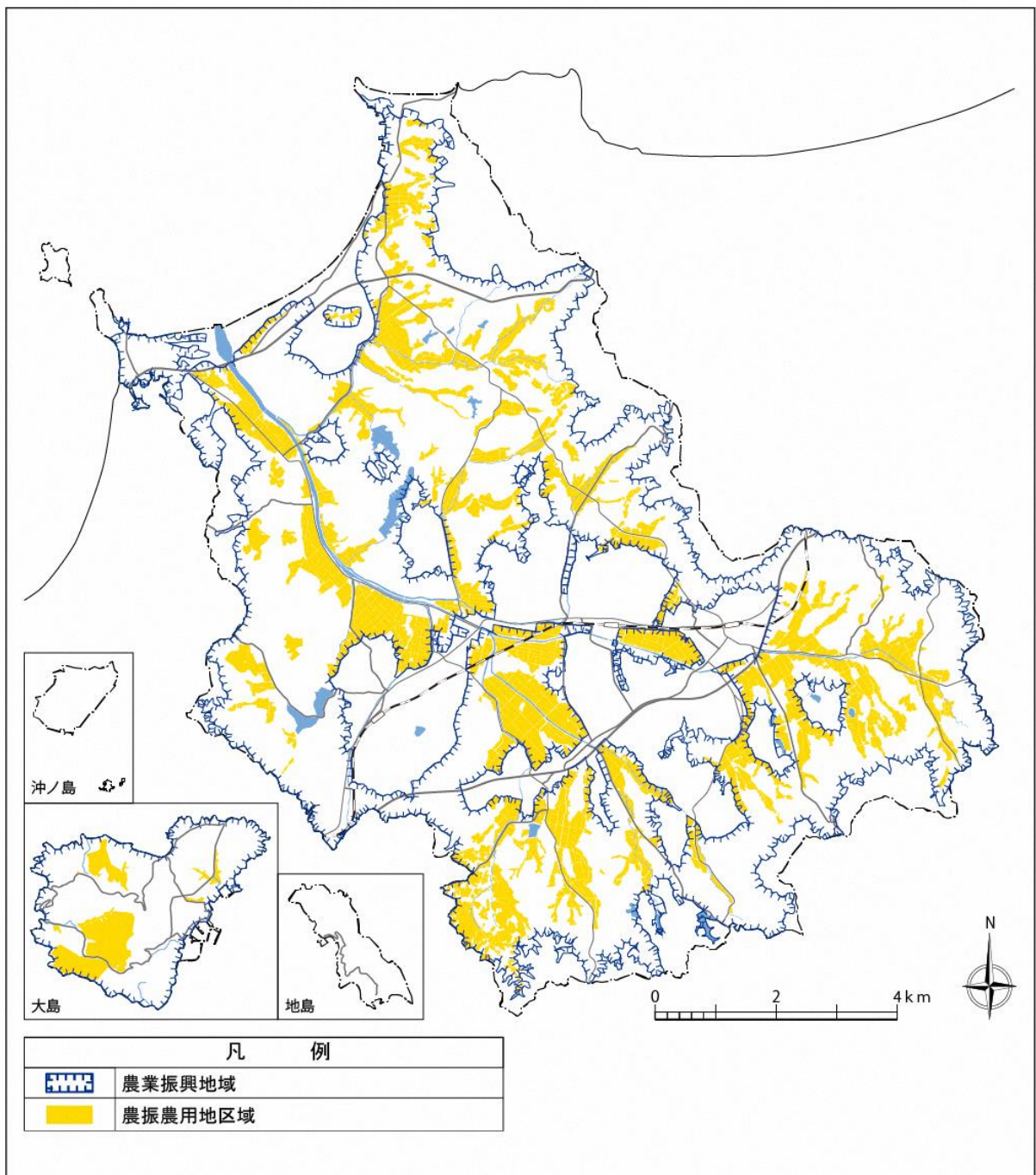
- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動を促進する。
【コミュニティ協働推進課】
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。
【世界遺産課】
- 災害によって文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。【世界遺産課】
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う。
【危機管理課】

(6) 宗像市農業振興地域整備計画（平成 19 年（2007）9 月策定）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき福岡県が指定した宗像農業振興地域について、おおむね今後 10 年間の農業振興の方向を明らかにし、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することによって、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「宗像市農業振興地域整備計画」を策定している。

耕作放棄地の解消活動の支援の具体策として、美しい地域づくり景観づくりを推進するための景観形成作物の栽培の推進等が挙げられている。

図 農業振興地域の指定の状況

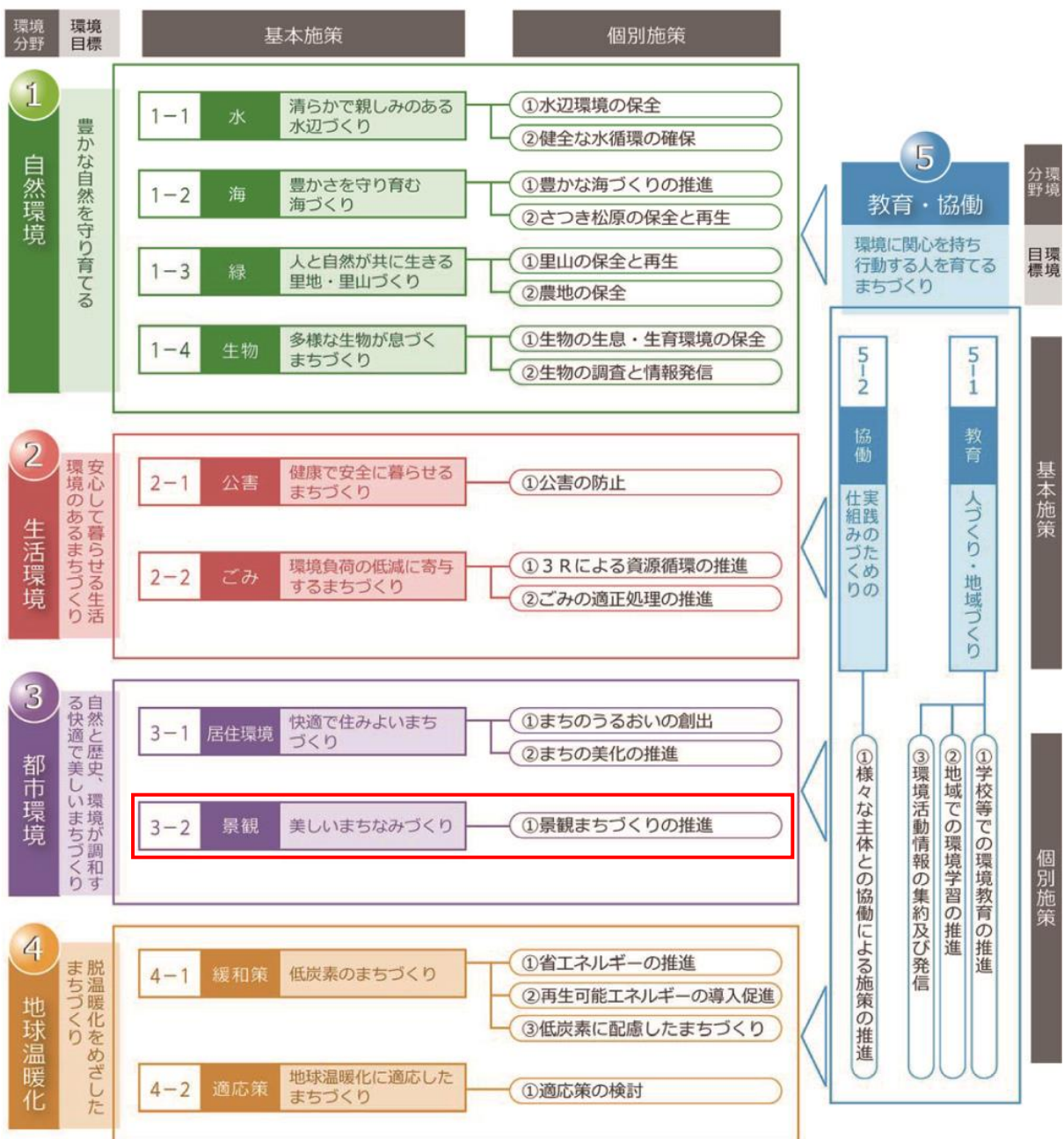


(7) 宗像市環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定 後期計画 平成 30 年度～）

「宗像市環境基本条例」第 7 条の規定に定めた基本理念の実現を図るための取組みや推進体制を定めた環境行政のマスタープランとしての計画。計画では、環境保全、経済の発展及び社会課題の解決が図られた持続可能な社会を目指し SDG s の視点が取り入れられ、目指す環境像に「豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像」を掲げ、自然環境、生活環境、都市環境、地球温暖化、教育・協働に関する取組みの方向性が示されている。

豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像

－地域に現存する自然や歴史などの資源を大切に守り活かすことで、
将来にわたって持続する社会を形成する－



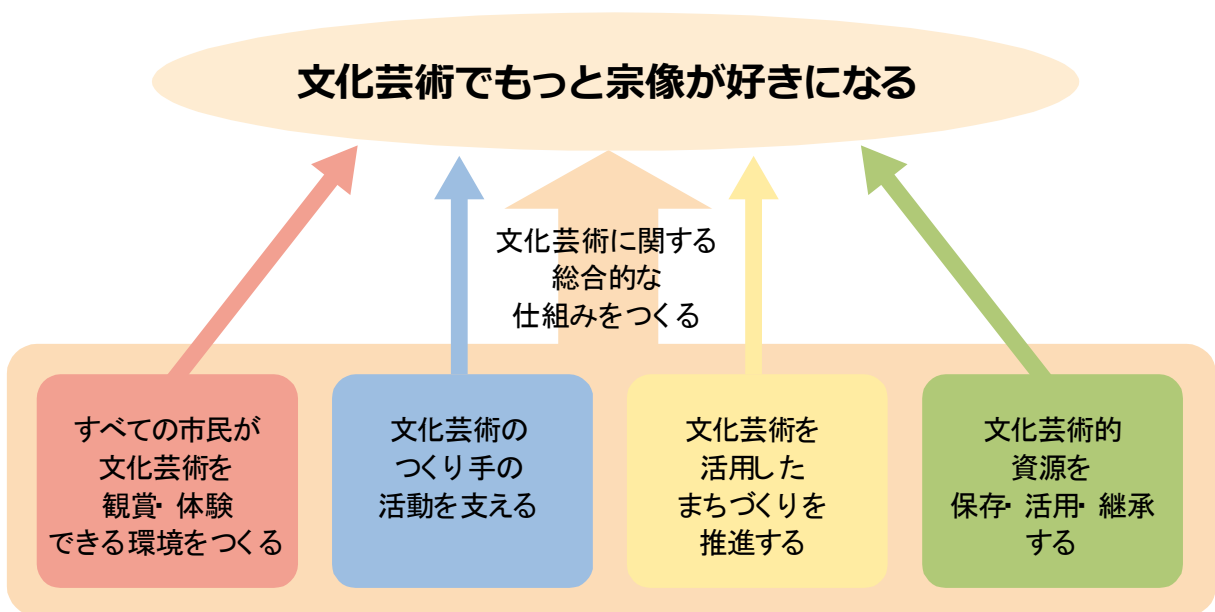
（8）宗像市文化芸術のまちづくり 10年ビジョン（後期）（平成28年（2016）12月策定）

宗像市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するために「文化芸術のまちづくり10年ビジョン」を策定している。この計画は、広範な領域にわたる文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の役割など、推進のために必要な事項を定めた計画。これまでも着実に歩みを進めてきた多様な文化芸術活動をさらに振興し、文化芸術によるまちづくりへと展開していくための目指す将来像や基本目標、それを実現するための重点プロジェクトについて示している。

目指す将来像

「文化芸術でもっと宗像が好きになる」

- ・ 宗像の文化芸術を知る
- ・ 郷土愛を育む
- ・ 文化芸術の力をまちづくりの推進力とする



(9) 宗像市産業振興計画（令和3年（2021）3月策定）

農林業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的として、平成28年度宗像市産業振興計画を策定し、令和2年度末で計画期間が終了したことから、新計画を策定したものの。

産業に影響を及ぼす様々な情勢の変化を踏まえ、本市の産業振興の実現に向けた令和3年度から5年間の方向性を整理し、基本理念を「持続可能な産業の確立」と定め、課題解決に向けた施策と取組方針について示している。



(10) 宗像市地域防災計画（平成 28 年（2016）3 月修正）

市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、本市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画。計画に基づき、市、県、関係機関、市民等が一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命や財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的としている。

文化財に関する記述としては、風水害又は震災の際の文化財の保護に関して対応方針が示されている。

(11) 宗像市離島振興計画（平成 25 年（2013）4 月策定）

離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する施策の基本方針及び具体的な施策を示した計画。

(12) 宗像市サイン整備基本計画（平成 18 年（2006）3 月策定）

本市では、サインを整備していく際の考え方をまとめた計画。4つの目的「合併による新たなサインの統一、修正」「観光振興を目指した観光サイン」「公共施設の案内サイン」「防災サイン」に基づき、整備方針として「ネットワーク形成による回遊性の向上」と「快適で安心なまちづくり」を掲げている。

(13) 世界遺産のあるまちづくり計画（令和 3 年（2021）4 月策定）

世界遺産『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の保存と活用を図るとともに、地域の暮らしや生業を守りつつ、来訪者を受け入れ、地域振興につなげていくための計画。基本理念として「誇るべき歴史風土を学び、守り育み、豊かに暮らしていく環境を保全創造する」を掲げ、守る、整える、伝える、活かす、受け入れる、の5つ観点から世界遺産を次世代に継承するための基本的な取り組みを記載している。

(14) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（平成 28 年（2016）1 月策定）

福岡県、福津市と共同で策定した「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値を人類共有の資産として将来世代へ継承していくことを目的に、資産の保存管理、資産の公開、活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示した計画。

ID No.	構成資産	構成資産の重要な要素			
		考古遺跡		建造物	自然
		地下遺構	地上遺構		
1-4	宗像大社沖津宮 (沖ノ島、小屋島、 御門柱、天狗岩)	沖ノ島祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)	沖ノ島祭祀遺跡 (地上遺構)	本殿・拝殿	社叢林（原始林） 岩礁 自然地形、人為的地形
5	宗像大社 沖津宮遙拝所			社殿	自然地形、人為的地形
6	宗像大社中津宮	御嶽山祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
7	宗像大社辺津宮	下高宮祭祀遺跡、上高宮 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
8	新原・奴山古墳群	古墳 (周溝、埋葬施設)	古墳 (墳丘、周堤、墓石)		自然地形、人為的地形

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 基本理念

宗像における人々の生活の起源は、古くは旧石器時代にはじまり、平成の時代へと続いている。そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、平成29年(2017)に、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は世界遺産登録された。宗像が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと宗像への誇りと愛着を一層確かなものにするるとともに新たな文化を生み出し、これらを地域の活性化や観光の振興につなげることなどにより、まちを躍動させることが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちづくりに関わり、誇りと愛着を持って宗像の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

「先人が残した歴史ものがたりを繋ぎ、子や孫が誇りに思うまち」

(2) 歴史まちづくりの視点

大切な地域の自然や歴史文化資産を保存、保全するだけでなく、様々な視点から新たに発見しようとする事、喪失したものについては、その再生を図ること、さらにはそれらを継承し生活や生産活動、観光などに活用すること、そしてこうした発見・調査・評価・保存・再生・維持・継承・活用といったサイクルをモニタリングする仕組みを構築する。

(3) 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位計画や関連計画との整合や連携を踏まえ、将来にわたって、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史上価値の高い建造物、その建造物周辺にある風情・情緒・たたずまいといった環境、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、それらを維持向上させるための視点から、以下のとおり5つの基本方針を定める。

①歴史的建造物の保存・活用に関する方針

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保全し、柔軟な活用に取り組む。また、歴史的建造物のうち、既に文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開するなど積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推

進し、必要に応じて、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく指定等を検討するなど新たな評価を行い、その保存・活用を図る。なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。具体的には、国史跡宗像神社境内や鎮国寺については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を高めていくとともに、その結果に基づく整備に向けた検討を行っていく。八所宮のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物等については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で保全を図る。このほか、火災等による歴史的建造物や地域が大切にしている建造物の滅失を防ぐため、耐震性や耐火性の向上・防火設備の整備等の対策や盗難等による滅失を防ぐため、歴史的建造物の防犯設備の設置等の対策を図る。



歴史的建造物である八所宮



地域が大切にしている赤間宿通りの古民家

②歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する方針

まず、建造物の歴史的文化的な意義や価値を積極的に評価し、その特性を向上させていくような環境整備や景観形成を行うことによって重要な文化財の環境を保全していく。また、歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながることから、本市固有の自然・歴史・くらしをつなぎ、美しく風格ある景観を創造する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や屋外広告物条例に基づき景観重点区域等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や無電柱化、等を実施し歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺地域との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。具体的には、歴史的建造物やその周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。

また、歴史的建造物の周辺環境の向上のみでなく、その周辺からの眺望や建造物への眺望を確保することも重要である。中でも大島の御嶽山山頂は、沖ノ島と九州本土を眺望でき、三宮の一体性を実感できる貴重な場所であることから、景観計画や屋外広告物条例に基づき積極的な眺望景観の保全を行う。



御嶽山山頂からの眺望

③歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する方針

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、誇りや愛着の醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。また、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進め、住み続けたい地域づくりを図る。具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知し、これらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならぬという機運を醸成し、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。さらに、日々の生活に溶け込んでいる風俗慣習等に新たな価値付けを行い、その支援・継承を図る。

④歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する方針

世界遺産の価値は、国が指定・選定した文化財を保護するだけでは到底守れるものではなく、身近にある歴史文化資産も含めて保全することで、構成資産を取り囲む歴史的風致は維持継承されていく。そうした身近にある歴史文化資産を調査し、普及啓発しなければ、維持管理に多くの費用と手間がかかることや、高齢化や人口減少による担い手不足等により、今後は、確実に失われていく。従って、市民や来訪者に宗像の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうために、その価値や魅力について、ストーリー性を持たせる等、分かりやすく効果的に情報発信をすることで、歴史文化を身近に感じさせることが必要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定や、景観重要建造物等への指定により、確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する方針

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。社寺をはじめとする歴史的建造物やその周辺のまちなみと、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。その主たる方向は、人材・生産物・資金・歴史・環境など地域の自然・人文に関する地域資源を活用し、身の丈に合った個性豊かな観光地域づくりを図り、地域の人々が地域資源を活かして創りあげた日常の「暮

らし」や「生活習慣」を観光吸引力の中心とする。具体的には、宗像の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、内外へ積極的に情報発信することで、来訪者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。このほか、唐津街道赤間宿等の空き店舗や空き家の増加を抑制するとともに、その解消を図り、地域の賑わいを創出する。

また、宗像の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、宗像ならではの着地型観光に向けて、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズムなど地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。これら一連の取組みは、市民が宗像の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体との連携、そして関係団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や来訪者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に定める。

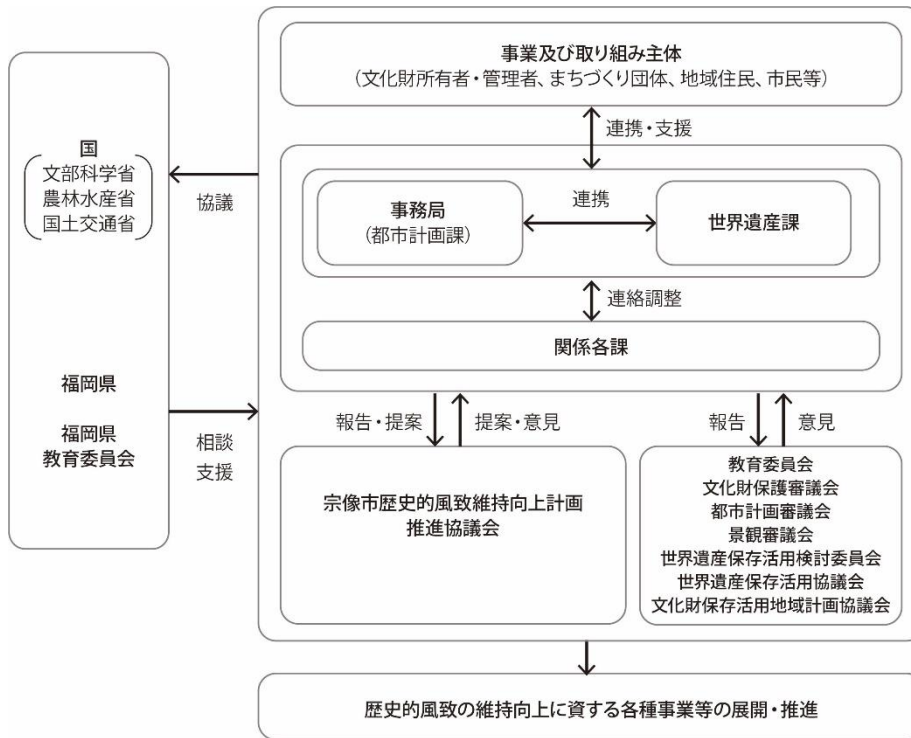


表 宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧(令和4年3月10日～令和6年3月9日)

氏名	所属	選出区分
黒瀬 重幸	福岡大学名誉教授	学識経験者
大方 優子	九州産業大学地域共創学部観光学科教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	工学博士(福岡県文化財保護審議会 有形文化財部会 専門委員)	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院講師	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授(社会環境学部社会環境学科)	学識経験者
壹岐 貴寿	宗像大社権禰宜	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	市が必要と認める者
升谷 智子	宗像市世界遺産市民の会委員	市が必要と認める者
園元 かをり	市民代表	市が必要と認める者
	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課長	福岡県
	福岡県建築都市部都市計画課長	福岡県

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

氏名	所属
	国土交通省九州地方整備局建政部計画管理課長